

令和4年度

教育委員会定例会
(6月)

令和4年6月9日(木)

鹿屋市教育委員会

会議日程

日 時 令和4年6月9日(木) 午後3時

場 所 教育長室

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 教育長及び委員の報告

4 議 事

- (1) 議案第5号 鹿屋市立鹿屋看護専門学校授業料等減免規則の一部改正 (P 2)
- (2) 議案第6号 鹿屋市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について (P 10)
- (3) 議案第7号 鹿屋市社会教育委員の委嘱について (P 12)
- (4) 議案第8号 鹿屋市社会教育委員の会議への諮問内容について (P 14)
- (5) 議案第9号 鹿屋市公民館運営審議会委員の委嘱について (P 16)
- (6) 議案第10号 鹿屋市立図書館協議会委員の任命について (P 18)
- (7) 議案第11号 事故の和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分について (P 20)

5 報 告

- (1) 令和4年度鹿屋市一般会計補正予算について (P 22)

6 動議の討論等

7 その他

8 閉 会

議案第5号

鹿屋市立鹿屋看護専門学校授業料等減免規則の一部改正

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和4年6月9日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

（別 紙）

（提案理由）

大学等における修学の支援に関する法律の施行に伴い、本校に在学する学生で経済的理由により授業料等の負担が著しく困難であると認められる者を減免対象者として認定し、授業料等の全部又は一部を免除するため、所要の規定の整理を行いたいので、本案を提出するものである。

鹿屋市立鹿屋看護専門学校授業料等減免規則の一部を改正する規則

鹿屋市立鹿屋看護専門学校授業料等減免規則（平成18年教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

表題中「授業料」の次に「等」を加える。

第1条中「授業料」の次に「及び入学料」を加える。

第2条見出しを「授業料等の減免」に改める。

同条第1項「授業料」の次に「及び入学料」を加える。

同条第1項第2号を「第3号」に改める。

同条第1項第2号に「大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に規定する授業料等減免対象者として市長が認めるとき。」を加える。

同条第3項に「第1項第2号に規定する授業料及び入学金の減免に係る基準等については、大学等における修学の支援に関する法律、大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号。以下「法施行規則」という。）に定めるところによる。」を加える。

第9条の見出しに「修学支援による減免の手続等」を加える。

同条第1項に「法施行規則第11条第1項に規定する授業料等減免の申請は、授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（様式第9号）によるものとする。」を加える。

同条第2項に「法施行規則第11条第5項に規定する授業料等減免対象者としての認定及び授業料等減免の額等の通知は、授業料等減免認定結果通知書（様式第10号の1又は様式第10号の2）によるものとする。」を加える。

同条第3項に「法施行規則第11条第7項に規定する授業料等減免対象者としての認定を行うべき者でないと認めるときの通知は、授業料等減免認定結果通知書（様式第10号の3）によるものとする。」を加える。

同条第4項に「法施行規則第11条第8項に規定する授業料減免に係る継続願は、授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書（様式第11号）によるものとする。」を加える。

同条第5項に「法施行規則第12条に規定する適格認定における学業成績の判定の結果の通知は、適格認定における学業成績の判定結果通知（様式第12号の1）によるものとする。」を加える。

同条第6項に「法施行規則第13条第1項に規定する適格認定における収入額・資産額等の判定の結果の通知は、適格認定における収入額・資産額の判定結果通知（様式第12号の2）によるものとする。」を加える。

同条第7項に「法施行規則第13条第2項に規定する適格認定における収入額・資産額等の判定の結果の通知は、適格認定における収入額・資産額の判定結果通知（様式第12号の3）によるものとする。」を加える。

同条第8項に「法施行規則第14条の2に規定する生計維持者の変更があったときの届出は、授業料等減免の生計維持者の変更届（様式第13号）に、在留資格の変更又は在留期間の更新があったときの届出は、授業料等減免の対象者の国籍・在留資格等の変更届（様式第14号）によるものとする。」を加える。

同条第9項に「法施行規則第15条第2項に規定する授業料等減免対象者としての認定の取消の通知は、授業料等減免の認定取消通知書（様式第15号）によるものとする。」を加える。

同条第10項に「法施行規則第15条第3項に規定する学業成績が不振である旨の警告は、適格認定における学業成績の判定結果通知（警告）（様式第16号）によるものとする。」を加える。

同条第11項に「法施行規則第18条第1項第9号に規定する授業料等減免対象者としての認定の効力の停止の申出は、授業料等減免の支援停止申請書（様式第17号）によるものとする。」を加える。

同条第12項に「法施行規則第18条第3項に規定する同項第1号に該当するときの認定の効力の停止の通知は、授業料等減免対象者としての認定の効力の停止に関する通知（様式第18号）に、同項第2号に該当するときの認定の効力の停止の解除の通知は、授業料等減免の停止の解除（支援の再開）申請書（様式第19号）によるものとする。」を加える。

第10条の見出しに「授業料等の還付」を加える。

同条第1項に「既に納付した授業料等は還付しない。ただし、次に掲げるときには、授業料及び入学金を還付することができる。」を加える。

同条第1項1号に「大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条第1項の規定により授業料及び入学金の減免を行うとき。」を加える。

別記を「第9号様式、第10号の1様式、第10号の2様式、第10号の3様式、第11号様式、第12号の1様式、第12号の2様式、第12号の3様式、第13号様式、第14号様式、第15号様式、第16号様式、第17号様式、第18号様式、第19号様式」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鹿屋市立鹿屋看護専門学校授業料等減免規則の規定は、令和4年4月1日から適用する。

鹿屋市立鹿屋看護専門学校授業料等減免規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鹿屋市立鹿屋看護専門学校授業料等減免規則 平成18年1月1日教育委員会規則第20号</p>	<p>○鹿屋市立鹿屋看護専門学校授業料減免規則 平成18年1月1日教育委員会規則第20号</p>
<p>改正 平成20年2月25日教委規則第3号 令和3年3月25日教委規則第3号 鹿屋市立鹿屋看護専門学校授業料等減免規則 (趣旨)</p>	<p>改正 平成20年2月25日教委規則第3号 令和3年3月25日教委規則第3号 鹿屋市立鹿屋看護専門学校授業料減免規則 (趣旨)</p>
<p>第1条 鹿屋市立鹿屋看護専門学校授業料等徴収条例（平成18年鹿屋市条例第191号）第6条の規定に基づき、<u>授業料及び入学金の減額又は免除</u>（以下「減免」という。）について必要な事項を定めるものとする。 (<u>授業料等の減免</u>)</p>	<p>第1条 鹿屋市立鹿屋看護専門学校授業料等徴収条例（平成18年鹿屋市条例第191号）第6条の規定に基づき、<u>授業料の減額又は免除</u>（以下「減免」という。）について必要な事項を定めるものとする。 (<u>資格及び条件</u>)</p>
<p>第2条 校長は、学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>授業料及び入学金を減免</u>することができる。 (1) 震災、風水害その他特別な事由により授業料を負担することが困難であると認めるとき。 (2) <u>大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に規定する授業料等減免対象者として市長が認めるとき。</u> (3) <u>その他特に減免の必要があると認められるとき。</u></p>	<p>第2条 校長は、学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>授業料を減免</u>することができる。 (1) 震災、風水害その他特別な事由により授業料を負担することが困難であると認めるとき。 (2) <u>その他特に減免の必要があると認められるとき。</u></p>
<p>2 前項第1号に規定する減免は、学生の家庭状況、学習の評価等を考慮して行うものとする。</p>	<p>2 前項第1号に規定する減免は、学生の家庭状況、学習の評価等を考慮して行うものとする。</p>
<p>3 第1項第2号に規定する授業料及び入学金の減免に係る基準等については、<u>大学等における修学の支援に関する法律、大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号。以下「法施行規則」という。）に定めるところによる。</u></p>	
<p>(願出)</p>	<p>(願出)</p>

改正後	改正前
<p>第3条 校長は、授業料の減免を必要とする者があるときは、次の書類を提出させなければならない。</p> <p>(1) 授業料免除(減額)願(別記第1号様式)</p> <p>(2) 家庭調書(別記第2号様式)</p> <p>(3) 不動産、市町村民税額その他の事項に関する市町村長の証明</p> <p>(4) 学業成績証明書(1年次生は入学試験の成績とし、2・3年次生は前学年の成績とする。)</p> <p>(意見具申)</p>	<p>第3条 校長は、授業料の減免を必要とする者があるときは、次の書類を提出させなければならない。</p> <p>(1) 授業料免除(減額)願(別記第1号様式)</p> <p>(2) 家庭調書(別記第2号様式)</p> <p>(3) 不動産、市町村民税額その他の事項に関する市町村長の証明</p> <p>(4) 学業成績証明書(1年次生は入学試験の成績とし、2・3年次生は前学年の成績とする。)</p> <p>(意見具申)</p>
<p>第4条 校長は、前条の書類を受理したときは、次に掲げる書類に校長の意見を付けて鹿屋市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出し、承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 授業料減免承認申請書(別記第3号様式)</p> <p>(2) 授業料減免調書(別記第4号様式)</p> <p>(3) その他必要な書類</p> <p>(減免の承認)</p>	<p>第4条 校長は、前条の書類を受理したときは、次に掲げる書類に校長の意見を付けて鹿屋市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出し、承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 授業料減免承認申請書(別記第3号様式)</p> <p>(2) 授業料減免調書(別記第4号様式)</p> <p>(3) その他必要な書類</p> <p>(減免の承認)</p>
<p>第5条 教育委員会は、前条の申請に基づき、授業料の減免の承認を行ったときは、授業料減免決定(取消)承認通知書(別記第5号様式)により校長に通知するものとする。</p> <p>(減免の決定)</p>	<p>第5条 教育委員会は、前条の申請に基づき、授業料の減免の承認を行ったときは、授業料減免決定(取消)承認通知書(別記第5号様式)により校長に通知するものとする。</p> <p>(減免の決定)</p>
<p>第6条 校長は、前条による教育委員会の承認を受けたときは、当該減免の申請をした学生に対し速やかに授業料減免決定通知書(別記第6号様式)により通知し授業料の減免を行うものとする。</p> <p>(減免期間)</p>	<p>第6条 校長は、前条による教育委員会の承認を受けたときは、当該減免の申請をした学生に対し速やかに授業料減免決定通知書(別記第6号様式)により通知し授業料の減免を行うものとする。</p> <p>(減免期間)</p>
<p>第7条 授業料の減免は、当該学年限りとする。</p> <p>2 次学年次においても授業料の減免を必要とするときは、更に前4条に規定する手続をしなければならない。</p> <p>(減免の取消し)</p>	<p>第7条 授業料の減免は、当該学年限りとする。</p> <p>2 次学年次においても授業料の減免を必要とするときは、更に前4条に規定する手続をしなければならない。</p> <p>(減免の取消し)</p>
<p>第8条 校長は、学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに</p>	<p>第8条 校長は、学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに</p>

改正後	改正前
<p>その旨を授業料減免取消報告書（別記第7号様式）により教育委員会に報告し、承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 第2条の各号のいずれかに該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 虚偽の事実が判明したとき。</p> <p>(3) 学生の体面を汚す行為があったとき。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定に基づき当該報告書の承認を行ったときは、授業料減免決定（取消）承認通知書（別記第5号様式）により校長に通知するものとする。</p> <p>3 校長は、前項による教育委員会の承認を受けたときは、当該減免を決定した学生に対し授業料減免取消通知書（別記第8号様式）により通知し授業料減免の取消を行うものとする。</p> <p><u>(修学支援による減免の手続等)</u></p>	<p>その旨を授業料減免取消報告書（別記第7号様式）により教育委員会に報告し、承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 第2条の各号のいずれかに該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 虚偽の事実が判明したとき。</p> <p>(3) 学生の体面を汚す行為があったとき。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定に基づき当該報告書の承認を行ったときは、授業料減免決定（取消）承認通知書（別記第5号様式）により校長に通知するものとする。</p> <p>3 校長は、前項による教育委員会の承認を受けたときは、当該減免を決定した学生に対し授業料減免取消通知書（別記第8号様式）により通知し授業料減免の取消を行うものとする。</p>
<p>第9条 法施行規則第11条第1項に規定する授業料等減免の申請は、<u>授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（様式第9号）によるものとする。</u></p> <p>2 <u>法施行規則第11条第5項に規定する授業料等減免対象者としての認定及び授業料等減免の額等の通知は、授業料等減免認定結果通知書（様式第10号の1又は様式第10号の2）によるものとする。</u></p> <p>3 <u>法施行規則第11条第7項に規定する授業料等減免対象者としての認定を行うべき者でないと認めるときの通知は、授業料等減免認定結果通知書（様式第10号の3）によるものとする。</u></p> <p>4 <u>法施行規則第11条第8項に規定する授業料減免に係る継続願は、授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書（様式第11号）によるものとする。</u></p> <p>5 法施行規則第12条に規定する適格認定における学業成績の判定の結果の通知は、<u>適格認定における学業成績の判定結果通知（様式第12号の1）によるものとする。</u></p> <p>6 法施行規則第13条第1項に規定する適格認定における収入額・資産額等の判定の結果の通知は、<u>適格認定における収入額・資産額の判定結果通知（様式第</u></p>	

改正後	改正前
<p>12号の2) によるものとする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。</p>
<p>7 法施行規則第13条第2項に規定する適格認定における収入額・資産額等の判定の結果の通知は、適格認定における収入額・資産額の判定結果通知（様式第12号の3）によるものとする。</p>	
<p>8 法施行規則第14条の2に規定する生計維持者の変更があったときの届出は、授業料等減免の生計維持者の変更届（様式第13号）に、在留資格の変更又は在留期間の更新があったときの届出は、授業料等減免の対象者の国籍・在留資格等の変更届（様式第14号）によるものとする。</p>	
<p>9 法施行規則第15条第2項に規定する授業料等減免対象者としての認定の取消の通知は、授業料等減免の認定取消通知書（様式第15号）によるものとする。</p>	
<p>10 法施行規則第15条第3項に規定する学業成績が不振である旨の警告は、適格認定における学業成績の判定結果通知（警告）（様式第16号）によるものとする。</p>	
<p>11 法施行規則第18条第1項第9号に規定する授業料等減免対象者としての認定の効力の停止の申出は、授業料等減免の支援停止申請書（様式第17号）によるものとする。</p>	
<p>12 法施行規則第18条第3項に規定する同項第1号に該当するときの認定の効力の停止の通知は、授業料等減免対象者としての認定の効力の停止に関する通知（様式第18号）に、同項第2号に該当するときの認定の効力の停止の解除の通知は、授業料等減免の停止の解除（支援の再開）申請書（様式第19号）によるものとする。</p> <p>（授業料等の還付）</p>	
<p>第10条 既に納付した授業料等は還付しない。ただし、次に掲げるときには、授業料及び入学金を還付することができる。</p>	
<p>（1）大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条第1項の規定により授業料及び入学金の減免を行うとき。</p>	
<p>附 則</p>	
<p>1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。</p>	

8

改正後	改正前
<p>2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の鹿屋市立鹿屋看護専門学校授業料減免規則（昭和53年鹿屋市教育委員会規則第4号）の規定によりなされた処分、 手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。</p> <p>附 則（平成20年2月25日教委規則第3号） この規則は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和3年3月25日教委規則第3号） この規則は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和4年 月 日教委規則第 号） <u>この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則の規定は、令和4年4月1日か ら適用する。</u></p>	<p>2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の鹿屋市立鹿屋看護専門学校授業料減免規則（昭和53年鹿屋市教育委員会規則第4号）の規定によりなされた処分、 手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。</p> <p>附 則（平成20年2月25日教委規則第3号） この規則は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和3年3月25日教委規則第3号） この規則は、令和3年4月1日から施行する。</p>

議案第6号

鹿屋市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和4年6月9日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

鹿屋市学校給食センター条例施行規則第12条に基づく委員を新たに委嘱したいため、本案を提出するものである。

鹿屋市立学校給食センター運営委員

(別 紙)

議案第7号

鹿屋市社会教育委員の委嘱について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第23条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

令和4年6月9日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

鹿屋市社会教育委員条例第2条に基づく委員の委嘱について、令和4年6月1日付けで教育長の臨時代理によって行ったので、報告し承認を求める。

鹿屋市社会教育委員（案）（令和4年度～令和5年度）

	区分	前委員（令和2年度～令和3年度）		新規委員		委嘱にあたって
		氏名	委員当時の職	役職等	現職等	
1	学校教育関係者	瀧島 幸治	鹿屋市立鹿屋女子高等学校 校長	(新規) 永迫 昌毅(54)	鹿屋市立鹿屋女子高等学校 校長	小・中・高等学校における子どもや保護者との交流を通して、青少年健全教育の課題について提言を期待
2		坂之上 辰志	鹿屋市立笠野原小学校 校長	(新規) 岩屋 芳文(57)	鹿屋市立下名小学校 校長(校長協会推薦)	
3		中島 功詞	鹿屋市立鹿屋小学校 教頭	(継続) 中島 功詞(48)	鹿屋市立鹿屋小学校教頭(教頭会推薦)	
4		船隈 康洋	日の出幼稚園 園長	(継続) 船隈 康洋(78)	日の出幼稚園 園長 (鹿屋市幼稚園協会推薦)	
5	社会教育関係者	上籠 司	鹿屋市町内会連絡協議会 会長	(継続) 上籠 司(71)	鹿屋市町内会連絡協議会 会長	地域での子どもや保護者世代との交流を通して、青少年健全育成に関する取組への提言を期待
6		前田 昭一	輝北地域町内会連絡協議会 会長	(新規) 園田 俊二(64)	輝北地域町内会連絡協議会 会長	
7		泊 義秋	串良地域町内会連絡協議会 会長	(新規) 星原 克信(77)	串良地域町内会連絡協議会 会長	
8		前田 昭紀	吾平地域町内会連絡協議会 会長	(新規) 川崎 重治(66)	吾平地域町内会連絡協議会 副会長	社会教育関係団体として、青少年健全育成への関わりについて提言を期待
9		小牧 エミ	市PTA連絡協議会 会長	(新規) 小石田 里美(44)	鹿屋市PTA連絡協議会 副会長	
10		宮下 恵子	鹿屋市子ども会連絡協議会 会長	(継続) 宮下 恵子(64)	鹿屋市子ども会連絡協議会 会長	
11		増満 房子	鹿屋市地域婦人団体連絡協議会会長	(継続) 増満 房子(84)	鹿屋市地域婦人団体連絡協議会 会長	
12		芝原 亜矢	鹿屋市青年団協議会 会長	(新規) 濱田 快斗(23)	鹿屋市青年団協議会 会長	
13		山本 憲一郎	鹿屋青年会議所 前青少年育成委員会委員長	(新規) 馬場 佑貴(30)	鹿屋青年会議所子どもの感性と絆を育む委員長	
14	家庭教育関係者	森元 順子	なごみの森福社会 代表	(継続) 森元 順子(57)	なごみの森福社会 代表	NPO法人及び社会教育の推進及び家庭教育継承者として学校と地域の連携等についての提言を期待
15		福元 尚美	スクール・ソーシャルワーカー	(新規) 池田 真理(44)	スクール・ソーシャルワーカー	
16		川崎 大輔	商工会議青年部 (同僚)	(新規) 飯田 光昭(41)	商工会議青年部前会長(同僚)	
17		鶴園 容子	かのや学校応援団代表 (東部地区主任児童委員)	(継続) 鶴園 容子(69)	かのや学校応援団東部地区主任児童委員*地区館推薦	
18	学識経験者	松永 太郎	「ヒメとヒコ」「花いくさ」 演出家	(継続) 松永 太郎(46)	「ヒメとヒコ」 演出家	高校生との交流から、社会教育の充実への提言を期待
19		山田 理恵	鹿屋体育大学体育学部 教授	(継続) 山田 理恵(62)	鹿屋体育大学スポーツ人文・応用社会科学系 教授	大学生との交流から青少年健全育成についての提言を期待
20		森山 多賀子	助産師、DV被害者支援の会 アミーチ	(継続) 森山 多賀子(78)	助産師、DV被害者支援の会 アミーチ	地域の実態を踏まえた青少年健全育成の提言を期待

※任期は、令和4年6月1日～令和6年5月31日

※女性委員は、全体の40%予定（8/20人）

※社会教育委員の会議（6月、11月、2月） 第1回 開催日時 令和4年6月30日(火) 14:30～16:30

議案第8号

鹿屋市社会教育委員の会議への諮問内容について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和4年6月9日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

社会教育法第4章第17条第1項第2号により社会教育委員の会議へ諮問を行うため、本案を提出するものである。

社会教育委員の会議 諮問内容について

1 教育委員会諮問

社会教育を基盤とした『まちづくり』のために
～「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の検討～

2 諮問内容の主旨

(1) 目的

ア 鹿屋市第3期教育振興基本計画 基本理念

未来を担う心豊かでたくましい人づくり

イ 本市の子どもたちを取り巻く現状と課題

- 社会教育とは、学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動である。また、社会教育は人々の自発的な学習を基礎として行われており、教育的要求を満足させ、個人の幸福と社会の発展を図ることを目的に、生活のあらゆる機会と場所において行われている。
- 本市でも多くの住民の主体的な参加を得て、多様な社会教育関係団体等との連携・協力と幅広い人材の支援による社会教育を推進し、家庭や地域の教育力を高めるとともに、地域の子どもは地域で育てる環境の充実に取り組む必要がある。
- 地域の子どもは地域で育てる環境の充実について考えるとともに、人づくり、つながりづくり、地域づくりに焦点をあてた、社会教育を基盤とした町づくりが求められている。

(2) 目的具現化のための対象事業等

- ア 青少年の健全育成に関する事業（地域学校協働活動、鹿屋寺子屋事業等）
- イ 成人教育に関する事業（各種講座、研修会等）
- ウ 家庭教育に関する事業（家庭教育学級、講演会等）
- エ 社会教育関係団体活動促進事業（市子連、市P連、青年団、地域婦人団体等）
- オ 他行政機関等で実施している事業等

(3) 協議の視点

視点1 「人」づくり

（自主的・自発的な学びによる知的欲求の充実や自己実現・成長に向けた具体的な方策を考える）

視点2 「つながり」づくり

（住民の相互学習を通じ、つながり意識や住民同士の絆の強化に向けた具体的な方策を考える）

視点3 「地域」づくり

（地域に対する愛着や帰属意識、地域の将来像を考え取り組む意欲の喚起、住民の主体的参画による地域課題解決に向けた具体的な方策を考える）

3 会議の進行計画（令和4年度～令和5年度）

年度	回	期日	内容	会議形式
令和4年度	第1回	6月30日（木）	○主要施策概要説明 ○諮問内容提示	①全体会 ②分科会
	第2回	11月8日（火）	○テーマ研究（現状と課題）	①全体会 ②分科会
	第3回	2月14日（火）	○諮問内容に係る具体策の研究	①全体会 ②分科会
令和5年度	第4回	未定・5月	○各班具体策についての全体協議 ○提言原案作成（分科会案）	①全体会 ②分科会
	第5回	未定・11月	○提言原案作成（分科会案） ○提言原案作成（全体協議）	①分科会 ②全体会
	第6回	未定・2月	○提言まとめ ○今後の課題等	①全体会 ②分科会

議案第9号

鹿屋市公民館運営審議会委員の委嘱について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和4年6月9日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

鹿屋市公民館運営審議会委員の任期が令和4年6月30日で満了することに伴い、これを新たに選出するため、本案を提出するものである。

鹿屋市公民館運営審議会委員(案)

番号	前委員 (R2～R3)			新委員 (R4～R5)			
	区分	氏名	役職	氏名	役職	所属	委嘱にあたって
1	学校教育関係	坂之上 辰志	笠野原小学校長	(新規) 岩屋 芳文 (57)	下名小学校長	市小中学校長協会代表(推薦)	学校の立場から学習機会の充実や関係機関との連携についての提言を期待
2		松下 健太郎	松下幼稚園長	松下 健太郎 (54)	松下幼稚園長	市幼稚園協会代表(推薦)	
3	家庭教育関係	遠矢 尚美	副会長	遠矢 尚美 (52)	副会長	市PTA連絡協議会代表(推薦)	家庭教育の立場から体験活動及び学習機会の充実、関係機関との連携についての提言を期待
4		福元 尚美	スクールソーシャルワーカー	福元 尚美 (59)	スクールソーシャルワーカー	子育て支援関係者	
5	社会教育関係団体	宮下 恵子	会長	宮下 恵子 (64)	会長	市子ども会育成連絡協議会代表(推薦)	地域における異年齢の交流活動や地域づくり、学習機会の充実についての提言を期待
6		末野 萌	事務局次長	(新規) 濱田 快斗 (23)	会長	市青年団連絡協議会代表(推薦)	
7		増満 房子	会長	増満 房子 (84)	会長	市地域婦人団体連絡協議会代表(推薦)	
8		大山 一己	副会長	大山 一己 (82)	副会長	市高齢者クラブ連合会代表(推薦)	
9		味吉 成男	副会長	味吉 成男 (72)	副会長	市町内会連絡協議会代表(推薦)	
10		川崎 勝	会長	(新規) 凶師 澄雄 (88)	会長	地区生涯学習推進協議会代表(鹿屋)	
11		河野 良幸	会長	河野 良幸 (91)	会長	地区生涯学習推進協議会代表(申良)	
12	学識経験者	北村 尚浩	教授	北村 尚浩 (54)	教授	鹿屋体育大学教授(スポーツ人文・応用社会科学系)(推薦)	専門的な立場から学習機会の拡充・学習成果の活用についての提言を期待
13		岩山 益男	会員(元寿小学校長)	岩山 益男 (72)	退職校長会会員(元寿小学校長)	市退職校長会代表(推薦)	
14		堀之内 むつ子	市民講座、同好会講師代表	(新規) 井神 エキ (78)	市民講座、同好会講師代表	市民講座、同好会講師代表(吾平)(推薦)	
15		脇田 るみ子	市民講座、同好会講師代表	(新規) 角 由美子 (55)	市民講座、同好会講師代表	市民講座、同好会講師代表(輝北)(推薦)	

(1) 任期は、令和4年7月1日～令和6年6月30日

(2) 女性委員は、全体の40% (6/15人)

(3) 公民館運営審議会(7月、2月) 第1回公民館運営審議会 7月21日(木)

議案第10号

鹿屋市立図書館協議会委員の任命について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和4年6月9日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

鹿屋市立図書館協議会委員の任期が令和4年6月30日で満了することに伴い、これを新たに選出するため、本案を提出するものである。

鹿屋市立図書館協議会委員名簿(案)

番号	前委員(R2~R4)			新委員(R4~R6)			
	区分	委員名	推薦団体等	備考	委員名(年齢)	推薦団体等	備考
1	学校教育関係者	カミナ カミ 中村 成美	鹿屋市小・中 学校長協会	[継続：R元～] 鶴峰小学校校長	クロエ シンイチロウ 黒江 真一郎 (58)	鹿屋市小・中 学校長協会	【新規】 田崎小学校校長
2	学校教育関係者	イワモト チェミ 岩元 智恵美	鹿屋市 私立幼稚園協会	[継続：H22～] 星幼稚園園長	イワモト チェミ 岩元 智恵美 (67)	鹿屋市 私立幼稚園協会	[継続：H22～] 星幼稚園園長
3	社会教育関係者	トヤ ナミ 遠矢 尚美	鹿屋市PTA 連絡協議会	市P連副会長 鹿屋高PTA副会長	トヤ ナミ 遠矢 尚美 (52)	鹿屋市PTA 連絡協議会	[継続：R2～] 市P連副会長
4	家庭教育関係者	カ ムコ 迫 睦子	おはなし文庫 Po 絵夢	読書ボランティア 平和学習ガイド	カ ムコ 迫 睦子 (75)	おはなし文庫 Po 絵夢	[継続：R2～] 読書ボランティア 平和学習ガイド
5	学識経験者	サカタ マサル 坂田 勝	—	[継続：H26～] 大黒小、寿小等元教諭	ムラカミ ジュンコ 村上 淳子 (38)	鹿屋養護学校	【新規】 鹿屋体育大学非常勤講師(言語学講師)、鹿屋養護学校非常勤講師

※ 任期は、令和4年7月1日から令和6年6月30日まで。

※ 女性の登用率80%

議案第11号

事故の和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和4年6月9日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分し、同条第2項の規定により鹿屋市議会に報告するものである。

事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて

(別 紙)

【教育総務課】

1 小学校学校管理経費

【事業費】 補正額 176 千円

小学校配布生理用品の購入 176 千円

※ 財源内訳：ふるさと鹿屋応援基金繰入金 176 千円

【補正理由】

学校生活において生理用品の確保に困窮する小学生に対し生理用品を配布する。

【対象】

鹿屋市内小学校の女子児童

2 学校保健特別対策事業（小学校）

【事業費】 補正額 15,941 千円

感染症対策消耗品の購入 14,352 千円

衛生管理用備品の購入 1,589 千円

※ 財源内訳：学校保健特別対策事業補助金 7,965 千円

：地方創生臨時交付金 7,976 千円

【補正理由】

各学校の新型コロナウイルス感染症対策及び児童の学びの保障のため

【対象】

鹿屋市内各小学校（23校）

3 中学校学校管理経費

【事業費】 補正額 180 千円

中学校配布生理用品の購入 180 千円

※ 財源内訳：ふるさと鹿屋応援基金繰入金 180 千円

【補正理由】

学校生活において生理用品の確保に困窮する中学生に対し生理用品を配布する。

【対象】

鹿屋市内中学校の女子生徒

4 学校保健特別対策事業（中学校）

【事業費】 補正額 8,111 千円

感染症対策消耗品の購入 7,256 千円

衛生管理用備品の購入 855 千円

※ 財源内訳：学校保健特別対策事業補助金 4,050 千円

：地方創生臨時交付金 4,061 千円

【補正理由】

各学校の新型コロナウイルス感染症対策及び生徒の学びの保障のため

【対 象】

鹿屋市内各中学校（12校）

5 学校給食改革推進整備事業

【事業費】 補正額 38,899 千円

輝北学校給食センター解体工事 38,899 千円

※ 財源内訳：ふるさと鹿屋応援基金繰入金 1,999 千円

：保健体育債 合併特例事業 36,900 千円

【補正理由】

鹿屋市立北部学校給食センター供用開始により廃止した輝北学校給食センターの老朽化に伴う解体

【対 象】

輝北学校給食センター

【学校教育課】

1 グローカル教育推進事業 補正額 1,483 千円 (財源内訳) ふるさと鹿屋応援基金繰入金

(1) 補正の理由

- 国立台北教育大学と協定を結び、人的交流や教育連携を行うことで、英語教育の更なる推進を図ることを目的とした事業実施に係る予算を増額補正するもの。
- 地域住民と交流を図りながら、英語学習への意欲、国際理解についての興味関心を深めることを目的としたグローバル・イングリッシュキャンプ事業実施に係る予算を増額補正するもの。

(2) 事業内容

①国立台北教育大学との交流事業

協定締結に係る旅費等

②グローバル・イングリッシュ・デイキャンプ事業

- 事前説明会を含む年7回開催
- 交流5地区(予定)
- 子ども会への加入促進を目的の一つとし、子ども会加入者を中心に募集
- 学校での学びを実生活につなげ、地域の方々と子ども達が外国の方への「おもてなし」を企画し、交流を図る。
- 多文化共生社会へ貢献する人材を育成すべく、郷土の魅力を気づき・考え・発信する体験で地域の方々と保護者と味わう。

2 学校給食費負担軽減事業 補正額 47,781 千円 (財源内訳) 地方創生臨時交付金

(1) 補正理由

「物価高騰に伴う学校給食費の負担軽減」として、地方創生臨時交付金を活用し、物価校等による給食費の不足分を公費負担することで、子育て世代に対する支援を行うための予算を増額補正するもの。

(2) 事業内容

- ・今後の物価上昇率を見込み不足額を算定。
- ・9月から3月までの期間に、パン及びデザートを提供する。

【生涯学習課】

1 生涯学習推進事業

【事業費】 合計 500 千円

委託料（業務委託） かのや未来につながる若者応援業務委託

【事業内容】

本市の少子化対策の一環として、若者の出会いの場として若者向け講座「かのや未来につながる若者応援事業」を行う。（2年目）

【対象】

鹿屋市民在住または勤務しており、20～40代で独身の方

【目的・目指す成果】

講座を通じて参加者同士が楽しく交流できる場を作る。
政策推進課のアウトドアミーティングと連携し出会いの場を作る。

2 文化会館長寿命化事業

【事業費】 合計 5,400 千円

使用料及び賃借料（賃借料）

舞台照明操作卓借上料 600 千円×9 月（緊急時）

【事業内容】

鹿屋市文化会館は昭和 52 年に開業し約 45 年が経過しており各設備機器が老朽化している。今回の舞台照明設備調光操作卓については、開業 17 年後の平成 6 年に音響設備照明機材と伴に一度更新を行っているが、更新から 28 年が経過し現在調光操作卓は不具合が起きバックアップ機能もうまく作動できない状況から、いつ事故（全停止）が起こるか分からず状況で早急の対応が必要と考えられ、今回事故に備え、賃借するものである。

3 電子書籍推進事業【新規】

【事業費】 合計 10,126 千円

委託料（管理委託） クラウド管理料 53 千円×12 月×1.1 699,600 円

1,470 千円（業務委託） システム導入委託 770 千円

使用料及び賃借料（賃借料）

電子書籍コンテンツ使用料 8,656 千円

(1) 目的

「いつでも、どこでも、だれでも気軽に読書を楽しめる環境整備」

電子書籍の導入により、図書館利用者の利便性向上並びに読書のバリアフリー化を図ることで、読書環境の整備と読書機会の充実を通じて読書活動を推進する。

(2) 事業内容

①来館困難な層へのアプローチが可能に

- ・日中の来館が難しい就労者
- ・子育て、介護をしている方
- ・身体的に来館困難な方
- ・交通手段の確保が困難な方

②GIGAスクールとの連携による児童生徒の読書機会充実

- ・図鑑や辞典など調べ学習の充実
- ・教科書や教育委員会が薦める「おすすめ本」を自宅や学校で読むことができる。
- ・閲覧制限のない人気児童書を購入し、朝読や休み時間の読書に活用

③新しい読書環境の整備及び発信ツールとして活用

- ・未就学児を対象とした動く絵本やオーディオブックなどを使った読み聞かせ
- ・読み上げ機能や文字拡大など読書のバリアフリー化
- ・サイト多言語化
- ・地域の情報発信ツール(かのや風土記、ハザードマップ等市独自の資料掲載)
- ・レファレンスサービスの充実

(3)対象者

- ・鹿屋市民または鹿屋市に通勤・通学している人
- ・図書利用カードまたは学校図書館利用カードを持つ人